

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 8 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 15 日

令和 6 年度 第 8 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 42 号 農用地利用集積計画の審議について
5. 議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
7. 議案第 45 号 令和 6 年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）に対する
意見聴取について
8. 報告第 9 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0		欠
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1		欠	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

11番 新 山 武 委員

20番 丹 波 賢太郎 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は 22 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 8 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 15 番 高橋 馨 委員 16 番 佐藤 吉治 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は 12 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」から「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。「1 番」は、渡人が県外在住のため、近隣の耕作者へ農地を譲渡するものです。「2 番」、「3 番」は、自作地相互の交換をするものです。 「4 番」は、増田地域局管内からの申請です。農業者年金受給のため、親子間の使用貸借を再設定するものです。議案書 3 ページをご覧ください。 「5 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。知人間で農地の贈与をするものです。 「6 番」、「7 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「6 番」は、賃貸借していた農地を贈与するものです。「7 番」は、知人間で農地の贈与をするものです。 「8 番」は、十文字地域局管内からの申請です。知人間で農地の贈与をするものです。議案書 4 ページをご覧ください。 「9 番」は、山内地域局管内からの申請です。知人間で農地の贈与をするものです。 「10 番」から「12 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「10 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「11 番」は、知人間で農地の贈与をするものです。「12 番」は、農業者年金受給のため、親子間の使用貸借を再設定するものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 12 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	「1 番」についてです。譲渡人についての確認ですが、県外在住ということで農地をどのようにして経営できるのか伺います。
事務局	この方は県外在住ですが相続により農地を取得されております。現状は管理を地元の方に委託しているような状態です。
16 番	便宜上、全部効率利用要件については、管理する観点で全部効率利用要件を満たすという解釈でよいでしょうか。
事務局	譲渡人が県外在住の方ですので、地元の方に農地を贈与するとそういう内容の申請です。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 40 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 40 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。申請件数は 1 件で、 地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。 事業概要です。借受人は冬期間の県道及び市道の除排雪作業を請け負っています。公共雪捨て場に都度直接運搬することは渋滞等の観点から困難となっており、集めた雪を一時的に置く場所を必要としています。申請地は、借受人の事業所に隣接する土地で、請け負っている路線にも近く利便性がよいことから、雪置場として一時転用しようとするものです。 土地概要です。申請地は、「 庁舎」から北約 800m に位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は

	水路を挟んで宅地、西側は宅地、南側は農道、東側は市道となっています。 資金計画です。借受人である法人の役員個人の所有地を使用貸借するものであり、経費は発生しません。 排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。 被害防除については、隣接農地とは 5m以上離れており、更に緩衝地を 2m程度設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。 他法令については、特にありません。 申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、10 月 2 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しています。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	雪置き場のための敷設や工事をすることはありませんか。
事務局	雪置き場のために特に作業等工事が入るということはありません。そのまま使用することとしております。
16 番	感想を申し上げてもよろしいのでしょうか。 農地の区画形状、形質を変更せず、農地や道路でも雪が降ってその上に除雪した雪を置くという行為が農地を農地以外の目的に使用するというので申請されたと思います。しかしながら、よく市道や県道の脇に除雪機で農地に雪を堆積させたり、集落周りでは除雪機で農地の上に排雪したりというのはよく見られます。普通に雪が積もっているところに雪を置く。春になれば解ける。一時転用ですから、原状回復させるということが目的ですが申請者じゃなくて太陽が雪を解かすことになります。ここまで厳密に申請を受けて審議をするのかという感じでご説明を聞いておりました。
事務局	本件につきましてこの申請をいただくようになった経緯ですが、この田んぼの中に多数の重機が入ってかなり雪をうず高く積んでいるような状態でしたので、道路脇からちょっと押すという程度ではなくて、重機が中に入って作業をしているような状態でしたので、数年前から一時転用申請を出していただいているような経緯です。

16 番	ありがとうございました。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 41 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 41 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 42 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 相対による利用権設定になります。議案書 10 ページの「整理番号 1080 番」から「整理番号 1083 番」までの 4 件は、再設定が 4 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 10 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。 なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 42 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 42 号」について、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。

議長	はじめに、「整理番号 177 番」は、議席番号 13 番 高田恵律子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 13 番 高田恵律子委員 一時退席)
議長	「整理番号 177 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 17 ページの「整理番号 177 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、12 月 13 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「整理番号 177 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 177 番」については、承認することにいたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 13 番 高田恵律子委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 151 番」から「整理番号 187 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 14 ページの「整理番号 151 番」の 1 件は、11 月 29 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 12 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 「整理番号 152 番」の 1 件は、11 月 29 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 15 ページの「整理番号 153 番」から、議案書 18 ページの「整理番号 185 番」の 32 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、12 月 13 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 43 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 19 ページの「整理番号 186 番」から「整理番号 187 番」の 2 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、12 月 13 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。本農用地利用集積等促進計画につきましても、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 151 番」から「整理番号 187 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 151 番」から「整理番号 187 番」について、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第 43 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

暫時休憩いたします。

【農業振興課職員入場、着席】

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

日程 6、「議案第 44 号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。

議長	本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。
農業振興課	事前に配布いただいております、議案第 44 号別紙によりご説明いたします。 今回の変更申出は、8 月 9 日までに受付した除外案件 1 件となっております。申出のあった 1 件につきましては、申出地の現地調査、市関係部局との協議及び農業委員会事務局との事前調整を行っております。 また、9 月 26 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、除外申出について、「農振法第 13 条第 2 項の 6 要件で審査したものであり除外を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。 それでは、各案件について説明いたします。 「申出 1」は、1,715 m²の除外です。 申出者は、受注工事等の増加により碎石やコンクリート二次製品などの土木資材の新たな置き場所を検討。現在、申出地の東側を既に資材置場として利用しており、引き続き効率的な作業が見込めることから、当該地に資材置場を拡張する計画であります。 当該地の雨水排水計画といたしましては、地下への浸透を想定。また、西側、南側に隣接する土地とは、法面による離隔をとり、崩落等を防ぐ計画であります。 当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、既存敷地の面積二分の一を超えない範囲の拡張であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。 以上で議案第 44 号についての説明を終わります。ご協議のほど、よろしく願いいたします。
議長	農業振興課の説明がありました。 この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番	農振計画の変更計画手続きと転用許可のタイミングについて確認させていただきたいと思います。 どの段階で議案を総会に提出したのでしょうか。
事務局	今回の案件に関しましては、転用申請はこちらの農振除外の公告が終わってから出る予定となっております。見込みということでこちらとしては、農業振興課にお答えしておりますので、農振除外の公告が出てから転用の申請ということになります。
16 番	少し聞き間違いをしておりました。 それでは、農振変更計画の決定公告まで異議申し立てが仮になかった場合、通常どれぐらい期間がかかるものなのでしょうか。
農業振興課	縦覧公告、異議申し立て期間を経た後、県との協議があり、その協議で同意が得られれば最終的に決定公告となります。大体 1 週間から 2 週

	間程度と考えております。
16 番	その決定公告が出た後に農地転用許可をすると理解していますが、公告して決定した後どれぐらいの期間を経て許可ということになりますか。
事務局	許可に関しましては、相手方事業者様からの申請が出次第に、次回の総会に諮る予定となっております。農業振興課の決定通知をいただきまして、その後は申請次第になると思います。
16 番	私が質問したのは、その後の転用の許可について、その期間は期日をおかないで許可になるのでしょうか。
事務局	農用地除外の決定公告を受けて、その後にこの事業者が農地法第 5 条の申請をすることになります。その申請を受けて、農業委員会としては、その次の総会の議案として、議決を得られれば許可ということになります。
16 番	事前調整から始まって、早ければ 2 か月か 3 か月以内に許可を出せるということですね。ありがとうございました。
議長	ほかに質問等ございませんか。
17 番	写真を見ると工事が始まっているように見えるのですが、問題はありませんか。
農業振興課	右下の写真のことかと思いますが、こちら既存の資材置き場の法面部分が映り込んでおり、実際は着工しておりません。
17 番	はい、分かりました。
議長	ほかに質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 44 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 44 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。 【横手市農業振興課職員退席、退場】

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 7、「議案第 45 号 令和 6 年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 45 号「令和 6 年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）に対する意見聴取について」をご説明いたしますので、議案第 45 号別紙をご覧ください。 本件については、県内各市町村の農業委員会からの政策提案の案を、県農業会議が取りまとめたものであり、11 月 2 日に鹿角市で開催される「令和 6 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案されるものであることから、本総会に議案として上程し意見を求めるものです。提出議案は 2 件となっております。事前に資料を送付しておりますので、各議案の項目のみご説明いたします。1 ページをご覧ください。 議案第 1 号は、「食料・農業・農村基本政策の実現に向けた政策提案（案）」です。提案の内容としましては、「1. 食糧安全保障の確立に向けた対策」(1)改正基本法の理念を実現する大型で安定的な財源の確保、(2)合理的な価格形成の実現と国民理解の醸成、(3)米政策の新たな展開、①「水田活用の直接支払い交付金」の十分な予算の確保等、②畑地化促進への支援の拡充、③米価安定と輸出拡大等による需要拡大、(4)農業生産資材等高騰対策の充実、(5)スマート農業機械・設備の普及拡大への支援、3 ページ目の「2. 農地政策の強化」(1)「農用地利用集積等促進計画」への一本化に向けた措置、(2)潜在的な遊休農地対策への支援強化について、(3)相続未登記（所有者不明）農地、土地持ち非農家（不在村地主）の農地対策、「3. 農村を担う者の確保と経営支援」(1)農業を担う者への経営支援(2)新規就農に係る予算の確保と拡充(3)農業法人等の確保・育成(4)有害鳥獣被害対策の強化、5 ページ目の「4. 農村の防災・減災対策の強化と基盤整備の促進」(1)農村の防災・減災対策の強化、(2)農業農村整備対策の促進、(3)中山間地域等直接支払制度の拡充・強化、「5. 「地域計画を推進する農業委員会組織への支援」(1)農業委員会組織予算の確保、(2)農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しとなっております。 当農業委員会からは、8 月総会で承認を受けた 6 項目の提案をしております。そのうち、内容等が調整されておりますが、2 ページ目の (3) 米政策の新たな展開の①「水田活用の直接支払い交付金」の十分な予算の確保等、②畑地化促進への支援の拡充、3 ページ目の 2 農地政策の強化の (2) 潜在的な遊休農地対策への支援強化について、3 農村を担う者の確保と経営支援の (1) 農業を担う者への経営支援、4 ページ目の (4) 有害鳥獣被害対策の強化、5 ページ目の 4 農村の防災・減災対策の強化と基盤整備の促進の (3) 中山間地域等直接支払制度の拡充・強化について組み入れていただいております。 次に、議案第 2 号についてです。最後のページをご覧ください。議案第 2 号は、「地域計画の策定・実行」と「農地利用最適化活動の見える化」の推進に関する申し合わせ決議（案）です。

	内容は記載のとおりですが、農業委員・推進委員は「地域計画の策定・実行」への取組を一層強化するとともに、「活動記録の徹底」を着実に実行し、活動の見える化を強化していくことが重要である。よって、下段に記載されている3つの項目、1. これまで取り組んできた意向把握や地域の話し合い、マッチングのノウハウを活かし、「地域計画」の策定と実行に向け、引き続き話し合い、マッチング活動に取り組もう。2. 農地利用最適化活動の透明性の確保と見える化を進めるため、活動の記録、点検・評価と公表に着実に取り組もう。3. タブレット端末をフルに活用し、「地域計画」に基づいて、現地確認、活動記録の記入等の効率的な活動に取り組もう。 以上が「令和6年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）」となっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第45号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第45号」については、異議ないものと認め、「原案賛成」で一般社団法人秋田県農業会議へ報告することに決定いたします。
議長	日程8、「報告第9号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。報告件数は全部で1件です。[]地域局管内のものになります。 照会地は、「横手市役所[]庁舎」から南約600mに位置しています。隣接地の状況は、北側は田、東側・西側・南側は宅地となっています。 土地の状況です。農地法第5条の申請により駐車場用地として平成5年8月10日付けで許可を受けておりましたが、当時土地を所有していた申請者の父が、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在もアスファルト舗装された状態であり、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、9月6日、佐々木一誠委員、佐藤吉治委員、新山武委員と事務局で実施しています。 調査結果は、9月10日付けで記載のとおり報告しています。 報告は、以上となります。
議長	事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第9号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第8回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10 時 52 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年10月15日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 橋 馨

署名委員 佐 藤 吉 治